

PFOS・PFOA

＼検査しませんか？／



2検体以上、同時に検査する場合、

1検体あたり **50,000円** !

(税込価格 55,000円)

1検体の場合は**70,000円(税込77,000円)**となります。

水道法では2026年4月1日以降、PFOS・PFOAを3か月に1回以上測定し、基準(50ng/L)以下であることを確認することが義務化されました。

2026年4月1日以前のPFOS・PFOAの検査結果等に応じて、その後の検査回数を軽減できる措置が予定されています。この機会に、水道水のPFOS・PFOAを検査してみませんか？

PFOS・PFOA低減対策にも対応します。一度ご相談ください。

検査回数軽減措置

- ①簡易水道及び専用水道においては、施行(2026年4月1日)以前の検査結果によっては検査回数を減じることが可能となります。
- ②全量受水を行っている水道事業及び専用水道においては、受水元の検査結果及び自ら検査した結果によっては検査を省略することが可能となります。

詳しくはこちら→



専用水道の管理、支援します！

専用水道を管理している皆様、
こんなことで不安になったことはありませんか？

- 1 残留塩素濃度が安定しない
- 2 臭いや色がついている
- 3 基準値を超えてしまったけれどどうすればいい？
- 4 管理方法が適切なのかわからない
- 5 水道技術管理者になったけれど、何をすればいいの？

エステムに一度ご相談下さい。

技術員が訪問し、お客様のお困りごとの解決策を一緒に考えます。

専用水道の管理の支援って、何するの？



1 水質検査結果の確認

水道法の水質基準を超えていないことの確認、管理を強化すべき項目の選定をします。

例

次亜塩素酸ナトリウムの管理についてアドバイス
水源に応じた留意点の説明etc.



2 水道技術管理者の定期支援

水道技術管理者に求められること、最近の法改正の動きの説明、届出関係のサポート、水質検査計画の見直し等の助言をします。

もちろん、エステムは水道法第20条の登録検査機関です。

お問い合わせはこちら

株式会社エステム

名古屋市南区弥次町3-22-1

TEL 052-612-9801 (担当:中村)

HP <https://www.stem.co.jp/company/profile/> mail stem-ec@stem.co.jp



JWWA-GLP 143